

業務提携（工事依頼）契約書

株式会社黒澤工務店（以下、「甲」という）と株式会社SKコーム（以下、「乙」という）は、次の通り業務提携につき契約する。

第1条（目的）

甲および乙は、互いの強みを活かした協業関係を構築し、受注件数の増加、工事の効率的な実施および顧客満足度の向上を図ることを目的として、本契約を締結する。甲は顧客に関する工事を乙に紹介し、乙は甲の提携業者として工事を行い、甲に紹介手数料を支払う。

第2条（甲による依頼及び乙の対応）

- 1 甲が顧客から工事の要請を受けた場合、甲は、乙に所定のフォームにて対応を依頼する。
- 2 乙は、原則として当日中に、紹介を受けた甲の顧客（以下「紹介先」という。）に連絡し、対応日時を伝える。ただし、前項による甲の依頼が乙の休業日になされた場合には、乙は翌営業日に対応する。
- 3 乙は、甲の提携業者であることを明示する甲支給の名刺を使用し、甲の提携先として対応を行うものとする。紹介先に対しては、特に断りがない限り、乙は甲の工事部として対応するものとする。

第3条（工事金額が税抜500万円を超える場合の対応）

- 1 工事金額が税抜500万円を超える場合、建設業法の定めにより、甲が元請としてこれを受注し、乙に対して業務を委託する形態をとるものとする。
- 2 前項の場合においても、甲と紹介先の初回面談およびクロージング時の立会いを除き、工事に関する諸業務（見積作成、施工管理、アフターフォロー等）は原則として乙が担当するものとする。
- 3 前項の業務分担に変更がある場合は、甲乙間で協議のうえ決定する。

第4条（情報の交換・個人情報の取り扱い）

- 1 甲および乙は、工事及び第8条のアフター工事等（以下まとめて「工事等」という。）の遂行に必要な情報を相互に開示するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により相手方から開示された情報は、工事等の契約・工事の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第5条（紹介料）

- 1 乙は、毎月1日から末日までに完了させた工事について、1か月間の工事請負金額総合計（税抜）の10%を紹介料（税抜）として、第6条に基づく報告の提出の翌月20日までに甲に振り込み支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

2 第3条第1項に基づき甲が元請となる場合、甲乙間の業務委託契約に基づく報酬は別途協議して定めるものとする。

第6条（報告）

1 乙は、毎月1日から末日までの間に締結した請負契約あるいは完了した工事について、翌月20日までに一覧にて報告する。

2 前項の報告内容は、契約内容及び金額とし、詳細及び報告書式は甲乙協議の上で決定する。

3 前2項に関わらず、甲は乙に対し重要な進捗に関して報告を求めることができる。

第7条（追加工事・リピート工事の取り扱い）

1 乙は、紹介先から追加工事・リピート依頼があった場合は、電子メール等で甲に報告し、甲より対応依頼（電子メール等での返信）があった場合に限り、対応を開始できるものとする。

2 乙が、報告・依頼なく単独にて対応・完了した場合は、工事契約金額の3割を甲に支払うものとする。ただし、紹介先が乙の本契約以前からの顧客であり、その事を証明する書類提出がなされ、甲がそれを認めた場合は、乙はその支払を免れる。

3 前項における「乙の本契約以前からの顧客」（以下「独自顧客」という）とは、本契約締結前に乙が直接契約を締結した顧客、または本契約締結前に乙が直接営業活動を行った顧客をいう。乙は、独自顧客のリストを甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

第8条（アフター対応）

1 工事箇所の手直し及びアフター対応（以下「アフター工事等」という。）は、乙が行うものとする。

2 紹介先から直接乙にアフター工事等の依頼があった場合、乙は甲に報告、相談の上、アフター工事等を行うものとする。

3 乙は、アフター工事等に関する工事保証期間、内容を事前に甲に開示し、変更があった場合はすみやかに甲に報告をする。

第9条（予期せぬ事態への対応）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、あるいは予期せぬ事態が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議し、1週間以内に解決策を定めるものとする。

第10条（定期的な見直し）

1 甲および乙は、3か月ごとに本契約の運用状況を確認し、必要に応じて契約内容の見直しを行うものとする。

2 前項の見直しは、甲乙双方が合意した場合に限り、書面による変更契約を締結することで行うものとする。

第11条（秘密保持）

甲および乙は、工事等の請負契約の遂行のために他の当事者から開示された資料、情報及び本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上的一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

イ) 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの。 ロ) 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの。 ハ) 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。 ニ) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

第12条（解約）

甲および乙は、甲乙協議のうえ、書面をもって合意することにより、本契約を解約することができる。

第13条（甲の免責及び乙の賠償義務）

1 工事等は、紹介先と乙との請負契約に基づきなされる工事であり、甲は、工事等に関し紹介先に生じた損害を賠償する責任を負わない。

2 工事等に関し、紹介先から甲が損害賠償請求を受け、これに応じた場合、甲が支払った賠償額全額を乙は甲に対し支払う義務を負う。

第14条（紛争解決）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることを合意する。

第15条（期間）

本契約期間は、2025年5月15日から2年間とする。ただし、この期間は、甲乙協議のうえ、書面による合意によって同一条件をもって延長することができる。

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

2025年5月15日

甲

株式会社 黒澤工務店
代表取締役 黒澤 隆哲

乙

株式会社 SKコーム
代表取締役 末武 修平

